

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令 第三号様式

【表紙】

【提出書類】	変更報告書No. 1
【根拠条文】	法第27条の26第2項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	長島・大野・常松法律事務所 弁護士 中島 徹
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
【報告義務発生日】	平成25年9月23日
【提出日】	平成25年9月27日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	4
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合が1%以上減少したこと

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ドン・キホーテ
証券コード	7532
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所（第1部）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド (Newton Investment Management Limited)
住所又は本店所在地	英国、EC4V 4LA、ロンドン、クイーン・ビクトリア・ストリート160、 ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・センター (The Bank of New York Mellon Centre, 160 Queen Victoria Street, London, EC4V 4LA, UK)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	1978年6月6日
代表者氏名	ヘレナ・モリセイ (Helena Morrissey)
代表者役職	最高経営責任者 (Chief Executive Officer)
事業内容	投資運用業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 上村 直子
電話番号	03-3288-7000

(2)【保有目的】

投資一任契約による顧客の資産運用

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項 本文	法第27条の23第3項 第1号	法第27条の23第3項 第2号
--	-------------------	--------------------	--------------------

株券又は投資証券等(株・口)				3,103,100
新株予約権証券(株)	A		-	H
新株予約権付社債券(株)	B		-	I
対象有価証券カバードワラント	C			J
株券預託証券				
株券関連預託証券	D			K
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E			L
対象有価証券償還社債	F			M
他社株等転換株券	G			N
合計(株・口)	O	P	Q	3,103,100
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S			
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T	3,103,100		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I +J+K+L+M+N)	U			

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成25年9月23日現在)	V	77,958,980
上記提出者の 株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		3.98
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		5.33

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項なし

2【提出者（大量保有者） / 2】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・ Mellon (The Bank of New York Mellon)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、ニューヨーク州、ニューヨーク、ワン・ウォール・ ストリート (One Wall Street, New York, New York, USA)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	1871年7月7日
代表者氏名	ジェラルド・L・ハッセル (Gerald L. Hassell)
代表者役職	社長 (President)
事業内容	信託銀行業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 上村 直子
電話番号	03-3288-7000

(2)【保有目的】

投資一任契約による顧客の資産運用

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項 本文	法第27条の23第3項 第1号	法第27条の23第3項 第2号
株券又は投資証券等（株・口）			287,300
新株予約権証券（株）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			

株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 287,300
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T	287,300	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I +J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成25年9月23日現在)	V	77,958,980
上記提出者の 株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		0.37
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		0.36

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項なし

3【提出者（大量保有者） / 3】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	ドレイファス・コーポレーション (The Dreyfus Corporation)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、ニューヨーク州10166、ニューヨーク、パーク・ア ヴェニュー200 (200 Park Avenue, New York, NY 10166, USA)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	1947年1月2日
代表者氏名	ジョン・C・カルドナ・ジュニア (John C Cardona Jr.)
代表者役職	社長 (President)
事業内容	投資顧問業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 上村 直子
電話番号	03-3288-7000

(2)【保有目的】

投資一任契約による顧客の資産運用

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項 本文	法第27条の23第3項 第1号	法第27条の23第3項 第2号
株券又は投資証券等（株・口）			247,100
新株予約権証券（株）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			

株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 247,100
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T	247,100	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I +J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成25年9月23日現在)	V	77,958,980
上記提出者の 株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		0.32
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		0.33

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項なし

4【提出者（大量保有者） / 4】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	MBSCセキュリティーズ・コーポレーション (MBSC Securities Corporation)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、ニューヨーク州 10166、ニューヨーク市、パーク・ アヴェニュー 200 (200 Park Avenue, New York City, New York USA 10166)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	1968年1月15日
代表者氏名	クリストファー・D・オコナー（Christopher D. O' Connor）
代表者役職	上級副社長（Senior Vice President）
事業内容	登録投資運用業及び登録ブローカーディーラー

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 上村 直子
電話番号	03-3288-7000

(2)【保有目的】

投資一任契約による顧客の資産運用

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項 本文	法第27条の23第3項 第1号	法第27条の23第3項 第2号
株券又は投資証券等（株・口）			167,820
新株予約権証券（株）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			

株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 167,820
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T	167,820	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I +J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成25年9月23日現在)	V	77,958,980
上記提出者の 株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		0.22
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		-

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項なし

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド (Newton Investment Management Limited)

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・ Mellon (The Bank of New York Mellon)

ドレイファス・コーポレーション(The Dreyfus Corporation)

MBSCセキュリティーズ・コーポレーション(MBSC Securities Corporation)

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項 本文	法第27条の23第3項 第1号	法第27条の23第3項 第2号
株券又は投資証券等(株・口)			3,805,320
新株予約権証券(株)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 3,805,320
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T	3,805,320	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成25年9月23日現在)	V	77,958,980
上記提出者の 株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		4.88
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		6.02

(3)【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数)(株・口)	株券等保有割合(%)
ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド (Newton Investment Management Limited)	3,103,100	3.98

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(The Bank of New York Mellon)	287,300	0.37
ドレイファス・コーポレーション(The Dreyfus Corporation)	247,100	0.32
MBSCセキュリティーズ・コーポレーション(MBSC Securities Corporation)	167,820	0.22
合 計	3,805,320	4.88 (注1)

(注1) 保有株券等の数(3,805,320株)をもとに算出した株券等保有割合(4.88%)は、各提出者の株券等保有割合(3.98%、0.37%、0.32%及び0.22%)の合計(4.89%)と異なります。